

Jimu Net

R6.10(2)

1. マイナ保険証について

マイナンバーカードが保険証と一体化することに伴い、
現行の保険証は令和7年12月2日から使えなくなります。

まだの人は今のうちにマイナンバーカードを作ってもいいかも？
マイナンバーカードの申請・受取には職専免をとれますよ。



この封筒、すごく大事です。要保管。

- ・マイナ保険証に対応していない病院においては、この通知が必要となる場合があります。
- ・通知にマイナンバーの下4桁が記載されているので、相違ないか確認してください。



2. 児童手当の改正について

10月から児童手当が改訂となりました。
政府の子育て支援ですね。

子どもの年齢	改正前		改正後	
3歳未満	15,000円	第3子以降なら 15,000円	15,000円	第3子以降なら 30,000円
3歳～小学生	10,000円		10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	
高校生 年代	-		10,000円	
支給月	4ヶ月に一度 (4か月分をまとめて支給)		2ヶ月に一度 (2か月分をまとめて支給)	